



職場に憲法の風を!

改憲反対のとりくみ・20分学習資料 No1

〈発行〉国公労連 TEL03-3502-6363

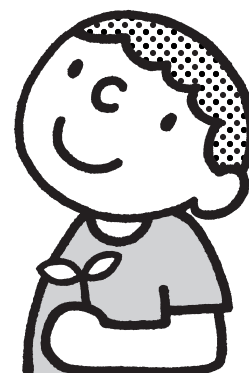
mail@kokko.or.jp

★憲法ホームページ <http://www.kokko-net.org/kokkororen/kenpo/kenpo.htm>

はじめに

国公労連は、憲法改悪阻止闘争を「あらゆる課題と結合し、あらゆる課題に優先して改憲反対の運動にとりくむ」こととしています。その際この問題は改憲か護憲かの中間のない「二者択一」と捉え、改憲反対の立場で運動を展開することとしています。今年に入ってから、改憲の目的が第9条の改悪であることが明らかになってきています。そのことから「第9条改悪阻止」を焦点にとりくみを強めます。

国公労連は新年度方針でも学習の強化を提起しており、この9月から職場学習をスタートすることにしています。その職場学習の第一弾の資料として学習資料を作成しました。通年的に学習を進めるために学習資料は、逐次作成します。



憲法「改正」をめぐるこれまでの動き

1992年～1999年	PKO協力法、日米安保共同宣言、周辺事態法など成立
2000年1月	衆院憲法調査会を「議案提案権を持たない」論議の場として設置
2002年11月	衆院憲法調査会の「中間報告」で改憲論議を進めていくと強調
2003年3月	米国によるイラク戦争勃発
2003年7月	イラク特別措置法成立により、イラクへの自衛隊派遣が可能に
2003年8月	小泉首相が05年の自民党結党50周年に向けて、自民党新憲法案を作成するように指示
2004年2月	自衛隊のイラク派遣、その後「多国籍軍」に参加
2004年3月	米国国務副長官アーミテージが「第9条は日米同盟の邪魔」と発言
2004年	読売新聞第3次憲法改正試案(5月)、自民党憲法「改正」論点整理(6月)、日本経団連「改憲作業の基本的構想」(7月)などが公表され、第9条だけでなく憲法の三原則(基本的人権、恒久平和、主権在民)など憲法全体を「改憲」する主張がされた
2004年6月	各界の著名人(井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子)の呼びかけで「九条の会」結成
2005年	日本経団連「わが国の基本問題を考える～」(1月)、衆参院の憲法調査会報告(4月)、日本商工会議所「憲法改正についての意見」(6月)、自民党新憲法一次案(8月・第9条の全面否定・自衛軍保持を明示)などの報告・公表。改憲の焦点が第9条にあることが明白に。

Q1 今後の改憲スケジュールをどのように見えていますか？

「国民投票法」の審議が現実の課題となる緊迫した情勢

A まず、2005年の11月に自民党結党50周年大会で自民党新憲法案が発表される予定となっています。そして、国会や今後の政治日程にもよりますが、今年の秋以降の国会で改憲の前提となる「国民投票法」が国会で審議され、法律が成立されれば2007年に憲法「改正」の国民投票が実施される可能性がある状況と見えています。

そこで国公労連は、その2007年を目途に改憲阻止のとりくみを継続して進めていきます。

Q2 憲法学習を継続的に行う必要があるのでしょうか？

改憲勢力の世論誘導に反撃するため学習強化を

A 憲法の学習は継続して行い、深めていく必要があります。改憲派が何を狙い、何を变えようとしているのか、常に動向を把握することが必要だからです。

たとえば、昨年は憲法の三原則(基本的人権、恒久平和、主権在民)全体を「改悪」する動きが活発でした。しかし、今年に入って改憲の目的が第9条に絞られ

てきています。改憲の方向性や目的について、わずか1年で大きく変化しています。

また、改憲勢力はマスコミなども利用し、様々な手段を使い情報操作をして世論を誘導しようとしています。したがって、変化する情勢を正確にとらえつつ、憲法への理解を深めていく必要があります。そのためにも継続的な学習を重視していきます。

Q3 なぜ国公労連は憲法「改正」反対運動をするのですか？

公務員労働者として、国民として、「憲法」に意見表明

A 私たち国家公務員は、現憲法の制定により、戦前の「天皇の官吏」から、「国民全体への奉仕者」(第15条)へと変わり、国民の基本的人権実現を目的とする行政・司法の業務に従事することになりました。憲法が改悪され「戦争をする国」になれば、私たち国家公務員は戦前のように、国民を監視し徴用するような業務に従事することになります。

組合員の中には、「憲法問題は政治課題」という意見があります。しかし、憲法はこの国のかたちを決める問題であり、ひとりの国民として意見の表明や選択をすべき課題だと国公労連は考えています。憲法を具体化する一般の政治課題と同一視することはできません。

また、「労働組合は組合員の要求実現だけを」という意見もあります。憲法はあらゆる法律の基礎です。公共サービスの内容や範囲、労働者に保障される労働

条件の基準に結びついています。たとえば、相次ぐ社会保障制度改悪などに見られる憲法第25条などの空洞化は、関連する業務に働く労働者の雇用や労働条件を不安定なものにしています。

1人の国民としての立場で、平和と民主主義を護り、持続的で安定した社会をめざす「国のかたち」を求めることは当然ではないでしょうか。

また、公務員として、国の責任で社会保障などの確立の必要性を主張することこそ、憲法に沿った姿勢ではないでしょうか。公務員労働者として、働く基盤である憲法擁護を主張することが労働条件改善につながると考えるのは、当然ではないでしょうか。

国民として、公務員として、そして公務員労働者を組織する労働組合として、国公労連は、改憲反対の運動を重視しています。

Q4 2年目の憲法改悪阻止闘争は、どのようなとりくみ？

9条改憲阻止のため、学習と運動を一体で！

1 職場・地域での学習強化

- ①9月をスタートに職場段階で学習を深め、改憲阻止闘争の意志統一を行う
- ②県国公での「憲法学習会」の開催
11月以降ブロック国公規模での活動家育成も目的とした「国公労連主催・国公労働者憲法学習・討論集会」を開催
- ③勤労者通信大学「憲法特別コース」の受講。
国公労連は組合員の1%(1000人)の受講組織のとりくみ

2 憲法「語り部」登録 職場と県国公で「9条の会」結成



3 国民過半数をめざした 「9条改憲反対署名」一翼を担う

10月以降とりくむこととし、組合員はもとより、家族や友人をはじめ、職場周辺のすべての労働者にも、署名への協力を呼びかけ

4 宣伝行動

毎月9日を全国統一行動に設定し、ターミナル宣伝行動などを取りくみ、広く国民に訴え、改憲反対の世論づくりの一翼を担う

Q5 憲法「語り部」は、どんな役割が期待されていますか

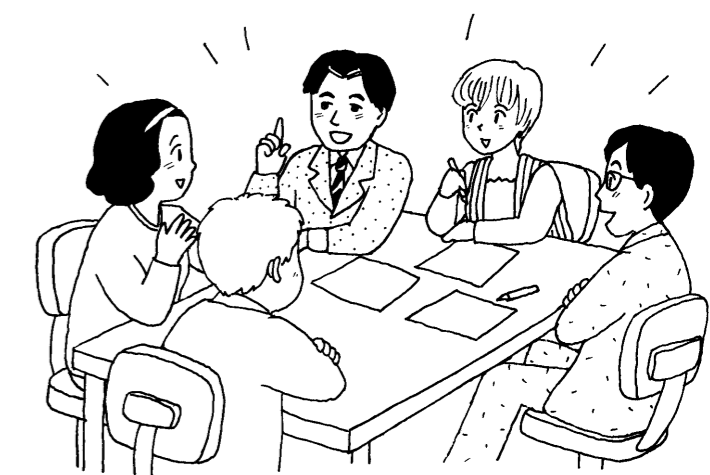
「憲法大好き」「改憲は許せない」の思いを職場に広げる

A 「語り部」とは、「憲法が大好き」で「改憲は許せない」という組合員などが自分の言葉で憲法について語ることで、改憲反対の職場世論が高まったら…、そんな目的で提起したとりくみです。

改憲反対のとりくみを組合役員の請負としないためにも、また、息の長い運動を進めるためにも重視しているとりくみです。

OBや管理職そして職場周辺の労働者にも登録を呼びかけ、憲法改悪阻止の運動のすそ野を広げます。

「登録」された「語り部」の交流も考えています。



Q6 職場・地域の「9条の会」はどんな活動をするのですか？

市民型・サークル型の改憲反対運動をめざして

A 改憲への動きが顕著になるなかで2004年6月に、著名人9人による「九条の会」が発足し、「日本国憲法を守るために、あらゆる努力を…」と訴えました。これに応えた地域・分野別の「9条の会」は一年で3000を数え、今も広がっています。

国公労連としてもこの動きに応え「職場9条の会」や「県国公9条の会」の結成を提起しています。

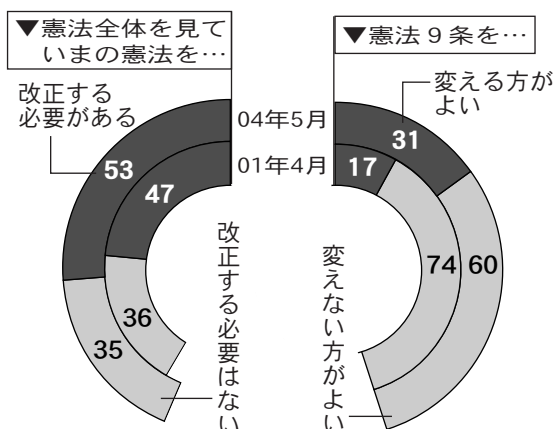
「9条の会」とは、今までの労働組合型の指示待ち、動員型の運動の限界を超え、市民運動型あるいはサークル型の運動として、「改憲反対、第9条をまもりたい」という意志のある方々を中心に国公労連などと協力しながら、改憲反対のとりくみを自主的・自

発的に進める母体作りをめざした提起です。

組合員だけでなくOBや管理職、非組合員、職場周辺の労働者の参加を呼びかけて結成をめざします。また、3000の「9条の会」などとも手をつなぎ、改憲反対の世論を地域から広げる活動をとります。



憲法に関する世論調査



※「朝日新聞」世論調査(2004年5月発表) 数字は%、「その他・答えない」は省略

Q7 改憲阻止に向けて、私たちはまず何をすればいいのでしょうか？

改憲反対の仲間づくりを！

A 改憲について具体化が進められ、マスコミもそれに同調するような動きの中で、改憲反対の運動も全国に着実に広がっています。「九条の会」だけでなく、全労連などが中心となって発足させた「憲法改悪阻止共同センター」も一年間で41道府県に広がり、様々な活動を展開しています。このようななかで改憲に向かって一気呵成、とはいかない状況も表れています。各種の世論調査でも第9条の改憲反対の声は常に50%を超えており、憲法を護ろうという人々は決して少数派ではありません。

憲法について家族や友人に話をし、身近な人を改憲反対の賛同者にすることからはじめ、「9条の会」など「改憲」反対の仲間づくりを進め、宣伝行動や署名行動などで地域に訴えととりくみを粘り強く展開します。

「改憲反対」の声の大きなうねりを、さらに大きくして国民過半数が憲法改悪NOと言えるような大きな世論を作り上げることが強く求められています。

